

辰野町お祭りイベント備品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域で行われるイベントにおいてお祭り用屋台を使用することにより、住民間の絆や思い出づくりと地域への愛着を深めるため、辰野町の所有するお祭り屋台等の備品(以下「物品」という。)を貸出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(物品の種類)

第2条 貸出しを行う物品は、まちづくり政策課(以下「担当課」という。)が保管する物品のうち別表第1のとおりとする。

(貸出対象者等)

第3条 物品は、町内に居住する者又は次に掲げる町内の団体等(以下「団体等」という。)が主催する事業において使用する場合に貸出すものとする。

- (1) 区、常会・隣組等の自治関係団体
- (2) P T A、子ども会育成会等の地域子育て支援団体
- (3) 老人クラブ
- (4) ボランティア団体
- (5) その他町長が特に認めるもの

2 前項に規定する事業とは、地域活性化のために行われるイベント等とし、次のいずれかに該当する事業については、物品の貸出しを行わない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 特定の政党の利害に関する事業
- (3) 特定の教派、宗教もしくは教団を支援する事業
- (4) その他、公益を害するおそれがあると認められる事業

(申請及び貸出承認)

第4条 物品の借受けを希望する団体等は、原則として借受日の3月前から前日までに担当課に事前予約を行い、その後物品貸付申込書(財務規則第226条 様式第150号。以下「申込書」という。)に所定の事項を記載して町長に提出しなければならない。

2 担当課は、前項の申請を受けて物品を貸し付けようとするときは、物品貸付決議書(財務規則第226条 様式第151号)により決定のうえ、物品貸付通知書(財務規則第226条 様式第152号)を当該申込書を提出したものに通知するものとする。

(物品の引渡し)

第5条 担当課は、物品を貸し付けたときは、当該物品の借受人から物品借用書(財務規則第226条 様式第153号)を徴したのちこれを引渡しするものとする。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、町長が必要と認める場合はその限りではない。

(使用料等)

第7条 物品の使用料は無料とする

(貸出取消)

第8条 借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを取消することができる。

- (1) 要綱に違反したとき。
- (2) 災害等やむを得ない事情が生じたとき。
- (3) その他、町長が必要であると認めるとき。

(管理責任等)

第9条 借受者は、物品の貸出しについて、担当課の指示に従うものとし、物品を善良に管理するものとする。

- 2 借受者は、イベントの実施や物品の使用に必要な法令を遵守するものとする。
- 3 借受者は、申請時の目的以外に使用し、又は転貸してはならない。
- 4 借受者は、使用が終わり次第、速やかに、貸出時の原状に復したのち返却するものとする。

(損害賠償)

第10条 借受者が、自己の責任により物品を毀損又は故障させた場合は、借受者は責任をもって弁償又は修繕を行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

別表 1